

佐賀県告示第201号

佐賀県建設工事請負契約約款（平成9年佐賀県告示第25号）の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から施行する。

平成28年3月24日

佐賀県知事 山 口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>専任の主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けた者に限る。）</u></p> <p>(3) 専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 略</p> <p>3 甲は、前項の規定にかかわらず、<u>次の各号に掲げる期間内においては、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間</u></p> <p>(2) <u>第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間</u></p> <p>(3) <u>橋梁の建設、ポンプ施設の建設、水門の設置その他の工事に</u></p>	<p>（現場代理人及び主任技術者等）</p> <p>第10条 乙は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項の規定に該当する場合は、専任の主任技術者）又は監理技術者（同項の規定に該当する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けた専任の監理技術者）</u></p> <p>(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2 略</p> <p>3 甲は、前項の規定にかかわらず、<u>現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、甲との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。</u></p>

改正前	改正後
<p><u>ついて、工場その他の施設においてこれらの部品等の製造のみが行われている期間</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間</u></p> <p>4・5 略 (前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.9パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 (履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.9パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 甲の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.9パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。 <u>(談合等不正行為による甲の解除権)</u></p> <p>第46条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和</p>	<p>4・5 略 (前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 略</p> <p>2～7 略</p> <p>8 甲は、乙が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 (履行遅滞の場合における損害金等)</p> <p>第45条 略</p> <p>2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額とする。</p> <p>3 甲の責めに帰すべき事由により、第32条第2項(第38条において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、<u>年2.8パーセント</u>の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。</p> <p>第46条の2 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和</p>

改正前	改正後
<p>22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対し同法第49条第1項の排除措置命令又は同法第50条第1項の納付命令を行った場合で、当該命令が確定したとき。</p> <p>(2) <u>公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第66条第1項又は第2項の規定による審決を行い、当該審決が確定したとき。</u></p> <p>(3) <u>乙が、公正取引委員会が違反行為があったとして行った審決に対し、独占禁止法第77条の規定によりその取消しの訴えを提起した場合において、当該取消しの訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあつてはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.9パーセントの割合で</p>	<p>22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が、乙に対し同法第61条第1項の排除措置命令又は同法第62条第1項の納付命令(以下「排除措置命令等」という。)を行った場合で、当該命令が確定したとき。</p> <p>(2) <u>乙が、公正取引委員会が行った排除措置命令等に係る行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟を提起した場合において、当該訴訟についての訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金又は中間前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額及び中間前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額及び中間前払金額になお余剰があるときは、乙は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあつてはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合で</p>

改正前	改正後
計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定による時にあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。 4～8 略	計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定による時にあってはその余剰額を甲に返還しなければならない。 4～8 略